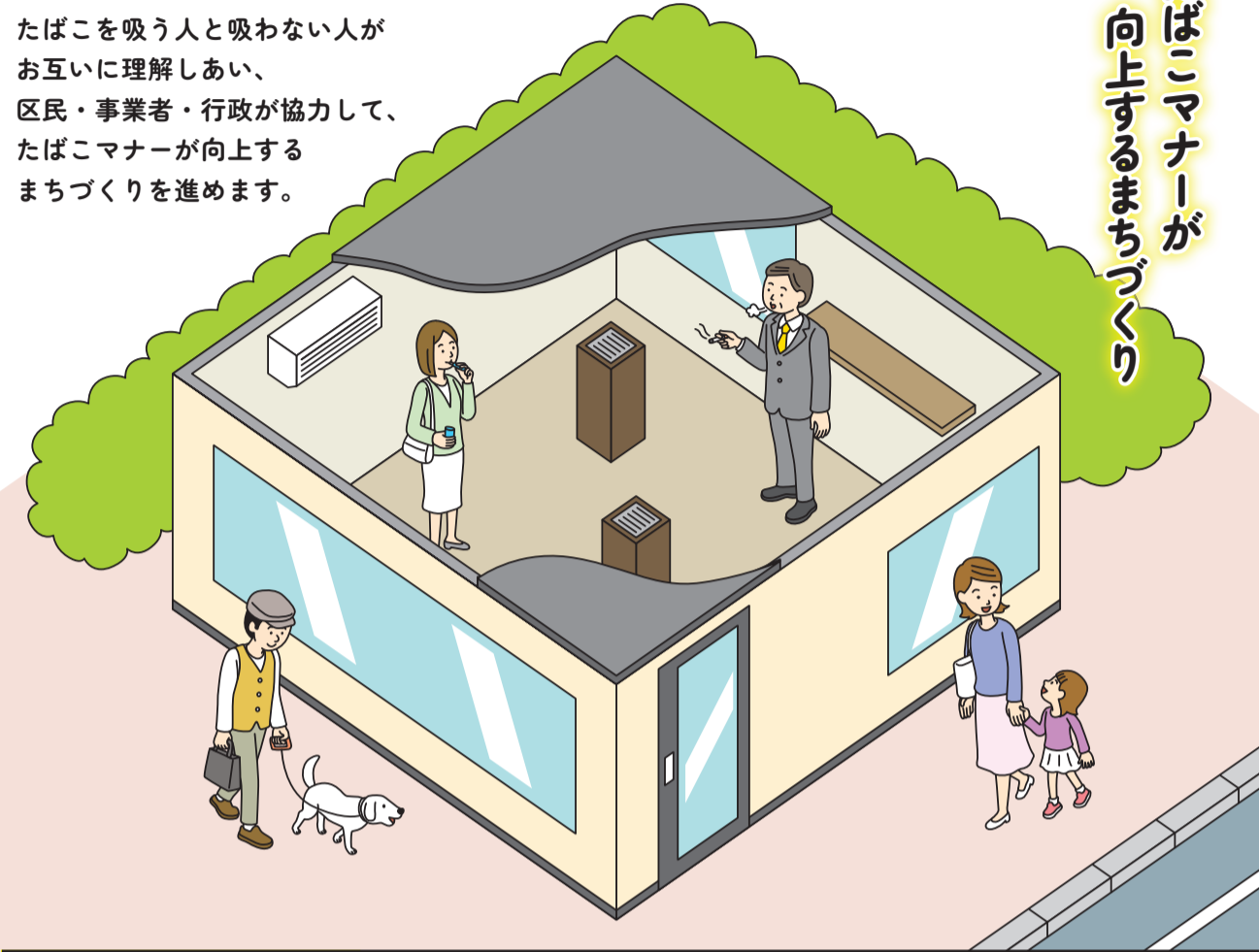


7月1日から 世田谷区たばこルールを拡充 加熱式たばこも対象に

たばこを吸う人と吸わない人が
お互いに理解しあい、
区民・事業者・行政が協力して、
たばこマナーが向上する
まちづくりを進めます。

たばこマナーが
向上するまちづくり



世田谷区たばこルール

NEW 加熱式たばこも
規制の対象になります



屋外では周囲への配慮を

- 家の外・店の前では、煙で迷惑をかけないように配慮しましょう。
- みんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙は控えましょう。



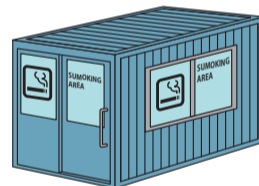
公共の場所では 「吸わない」「捨てない」

- 道路や公園では、指定喫煙場所を除き喫煙できません。
- NEW** 道路・公園・他人の土地などへの、吸い殻や空き缶のポイ捨ては禁止です。



喫煙環境を整備

- 事業者の方は、灰皿の撤去・移設、喫煙場所の確保、ルールの周知をお願いします。
- 区は、指定喫煙場所の整備や、要件を満たす民間喫煙場所の指定を進めます。



●世田谷区たばこルール、受動喫煙に関する相談先

世田谷区受動喫煙相談コールセンター

☎03-5432-2928

(午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日曜、祝・休日、年末年始を除く。)

喫煙所MAP
(指定喫煙場所)

区HPQ 31285



区では環境美化指導員による巡回指導など、マナー向上に取り組んでいます。
また、地域の方にも定期的なごみ拾いなどを通して、まちの環境美化にご尽力いただいています。

環境保全課 ☎6432-7137 FAX 6432-7981

区HPQ 4803



区のおしらせ せたがや

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

※1月15日の発行はありません。

発行 世田谷区
編集 広報広聴課

区役所
〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代)
☎5432-3001(広報広聴課)



最新の情報は
区のホームページで
ご確認ください

column

たばこマナーが向上するまちづくりを目指して

「路上喫煙を規制してほしい」「喫煙マナーが守られていない」といった、長年の区民の声を受けて、区では平成30年(2018年)に「世田谷区たばこルール」を策定し、屋外の公共的空間での環境美化と迷惑防止を促進してきました。

この間、「ルールに罰則を設けるべき」とのご意見もいただきましたが、周知啓発に

力を入れてきました。駅前などで環境美化指導員による巡回指導、指定喫煙場所の整備などの取組みにより、路上喫煙率、吸い殻のポイ捨て数とともに着実に減少しています。時間はかかりましたが、皆さんのたばこマナーを意識した行動に心より感謝いたします。

今回は、近年普及している「加熱式たばこ」を対象に加えるとともに、ポイ捨てに関

する項目を追加することにより、さらなるたばこマナーの向上につなげていくものです。

世田谷区たばこルールの理念である、「たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民・事業者・行政が協力して、たばこマナーが向上するまちづくり」を進めるため、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。



世田谷区長
のぶと
保坂 展人